

ケーブルプラス 電話 ケーブルプラス電話規約

第1条(規約の適用)

- 本規約は、西尾張シーエーティーヴィ株式会社(以下「当社」といいます)と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「KDDI:ケーブルプラス電話約款」といいます)を承諾し、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます)より当社を介してケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」といいます)の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。
- 当社及びKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条(規約の変更)

- 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
- 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条(契約の成立)

- 当社の設備を介してケーブルプラス電話の提供を受けようとする者が、本規約を承認し、当社が別に定める所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、当社へ工事の申込をし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します(以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます)。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
 - ケーブルプラス電話接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
 - 申し込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第4条(設備の設置)

- 契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要なとなる設備(以下、設置という)の設置を実施することにつき、承認したものとします。その工事および保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。
- 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
 - 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
 - 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
 - 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

第5条(工事費等)

- 第4条に定める設備の設置に伴う料金(以下「設置費等」という)は契約者負担とします。ただし、工事着手前にその契約の解除または、請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があり、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
- 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担に要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
 - 契約者は、工事の完了後に契約解除による設備の撤去があった場合は、工事費等を支払うものとします。

第6条(KDDI提供サービスに係る債権の譲渡等)

契約者は、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところにより契約者に対するKDDIの債権を当社が譲り受け、当社が契約者に当該債権を請求することを承諾したものとします。この場合、当社及びKDDIは、契約者への個別の通知または承認の請求を省略するものとします。

第7条(料金)

- 適用条件(料金額)
- 第4条1項に定める設備の設置に伴う料金(以下「設置料金」といいます)は契約者負担とし、その額は別に定める事とします。またKDDIの提供するケーブルプラス電話に係る料金はKDDIの「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところによります。
- 決済条件
契約者の、設置料金および前条に基づきKDDIが当社に債権譲渡した料金(以下両者を併せて「本利用料金」といいます)の支払い方法は、金融機関の自動振替による方法で、当社の定める期日迄に毎月支払いを行うものとします。
 - 割増金
契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社から別に定める方法によりお支払いいただきます。
 - 延滞利息
契約者が、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
 - ご請求
本利用料金は当社の債権となりますので、請求は当社からとなります。

第8条(一時中断)

- 契約者は、ケーブルプラス電話の利用の中断を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとします。また申し出た期間の変更を希望する場合も同様に届出書により申し出るものとします。
- 一時中断期間においても電話サービス基本料は発生いたします。
 - 一時中断期間中は着信と緊急通報(110・119)のみ利用できるものとします。

第9条(利用の停止)

- 契約者が、利用料金、工事費、延滞金、その他この約款規定によりお支払いいただく債務について第7条2項に定めるところによる期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合、当社は、ケーブルプラス電話の利用を停止することがあります。
- 当社はKDDIが規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の定めるところによりKDDIを通じケーブルプラス電話の利用を停止することがあります。
 - 当社は、前2項の規定により、ケーブルプラス電話の利用が停止される時は、あらかじめ提供を停止する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

第10条(解約)

- 契約者は、ケーブルプラス電話サービス契約を解約する場合、解約を希望する30日前にまでに当社にその旨を届出書により申しでるものとします。
- 解約の場合、当社は当該契約者宅への電話回線の引込、屋内配線、端末を撤去するものとし、契約者は別表に定める料金を当社に支払うものとします。なお、撤去に伴い契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、建築物をなどの復旧を要する場合、契約者においてその復旧費用を負担するものとします。

第11条(契約の解除)

- 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。
- 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
 - 契約の申込み当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続したとき。
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
 - 工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません
- 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

第12条(届出事項の変更)

- 契約者は、本サービスの申込書の記載内容に変更があった場合には、速やかに当社所定の用紙により当社へ通知するものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、電話連絡により届出することができるものとします。
- 前項の届出を怠ったことに起因する損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条(サポート)

- 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。
- 前項の申告に基づき、当社は当社及びKDDIの設備の修理または対応(以下「サポート」といいます)のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
 - 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第14条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第15条(個人情報)

- 当社は、ケーブルプラス電話の提供に関連して知り得た契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律および当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお契約者は当社が別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
 - 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
 - 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第23 条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 当社は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したものを(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 当社は、契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

第16条(定めなき事項)

本契約に定めなき事項が生じた場合は、当社の契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附 則

当社は特に必要のあるときは、この本契約に特約を付することができるものとします。本規約は平成23年1月1日から施行します。

別 表

●第7条の1に定める料金額				建物形態	
	区 分	対 象 者	工事内容	単 位	戸 建 <p>集合住宅</p>
	本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額
		他サービス未契約者	新規工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額
	本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額